

## 事業評価書（事前）

平成20年8月

評価対象（事業名）	仕事と生活の調和推進宣言都市の奨励												
主管部局・課室	労働基準局勤労者生活部企画課												
関係部局・課室	—												
関連する政策体系													
<table border="1"> <tr> <td>基本目標</td> <td>Ⅲ</td> <td>労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>4</td> <td>勤労者生活の充実を図ること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>4-1</td> <td>労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること</td> </tr> <tr> <td>個別目標</td> <td>2</td> <td>仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること</td> </tr> </table>		基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	施策目標	4	勤労者生活の充実を図ること	施策目標	4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	個別目標	2	仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること
基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること											
施策目標	4	勤労者生活の充実を図ること											
施策目標	4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること											
個別目標	2	仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること											

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

<p>平成18年4月から労働時間等設定改善法が施行され、労働時間等の設定改善を促進するための取組を進めてきたところであるが、平成19年12月には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（以下「憲章」という。）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針（以下「行動指針」という。）」が示され、仕事と生活の調和の実現に向けた取組をさらに推進していくこととされたところである。</p> <p>これを受け、平成20年度においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 引き続き労働時間等の設定改善を促進する必要があるため、労働時間等見直しガイドラインの周知を図る</li> <li>② 社会的影響力のある我が国を代表する企業10社（モデル企業）に「仕事と生活の調和推進プロジェクト（仕事と生活の調和推進モデル事業）」に参加していただき、それらの企業による仕事と生活の調和実現に向けた取組や成果について広く周知を図ることを通じ、社会的気運の醸成を図る</li> <li>③ 労使における長時間労働の是正のための職場意識の改善を図るため、職場意識改善助成金の活用を促進する</li> <li>④ テレワーク相談センターの機能等を拡充することによりテレワークの更なる普及促進を図る</li> </ol> <p>といった取組を実施しているところである。</p> <p>これまでの取組により、指標としてきた“週労働時間60時間以上の者の割合を平成15年比で1割減少させる”という目標（「子ども・子育て応援プラン」にも掲げられている）は達成されている。</p> <p>しかしながら、子育て世代である30代男性については、週労働時間60時間以上の者が減少傾向にあるものの依然高止まりしていることや、「行動指針」において今後5年間で週労働時間60時間以上の雇用者の割合の2割減を図ることとされていることから、引き続き同様の取組を実施していくとともに、仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成や、企業労使の主体的な取組をさらに促進していく必要がある。</p>						
現状・問題分析に関連する指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	週労働時間60時間以上の雇用者の割合（単位：％）	12.2	12.2	11.7	10.8	10.3
2	週労働時間60時間以上の雇用者の割合（30代男性）（単位：％）	23.7	23.8	23.4	21.7	20.2
(調査名・資料出所、備考)						
総務省「労働力調査」による。						

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（受託業者）
--

## (2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規 仕事と生活の調和の実現に向けた地域における取組を促進するため、積極的に取り組もうとする意欲のある自治体を「仕事と生活の調和推進宣言都市」に指定し、宣言都市が行う取組に対する支援を行う。
---

## (3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）					
予算額（単位：百万円）	H17	H18	H19	H20	H21
					194 ( )
※「H21」については予算概算要求額 ※（ ）は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額					

## 3. 事業の目標

事業の目標	仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図ること
政策効果が発現する時期	実施以降、随時効果の発現が見込まれる。

## 4. 評価指標

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 「余暇と余暇生活」、「家族」、「地域生活」をより重要と考える人の率	仕事と生活の調和の推進に向けた社会的気運が醸成されれば、左記事項をより重要と考える国民が増加するものと考えられる。
2	
(調査名・資料出所、備考) 内閣府国民生活局「国民生活選好度調査」による。 なお、本調査は3年に一度実施され、直近では平成20年度に実施されている。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 仕事と生活の調和推進宣言都市数	仕事と生活の調和推進宣言を実施する都市数が多いほど、本事業の訴求対象人口が増加するものと考えられ、社会的気運の醸成に資するものといえる。
(調査名・資料出所、備考) 業務委託先事業者からの報告に基づき集計予定。	
参考指標	本事業と指標の関連についての説明
1	
2	
(調査名・資料出所、備考)	

## 5. 評価

## (1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他
(理由)	仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、官民が一体となった		

(整理番号11)

総合的な取組を行うことが不可欠であり、「行動指針」においても、国の果たすべき役割として、「全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する」と謳われていることから、行政が積極的に関与していく必要がある。

国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	<input checked="" type="checkbox"/> 其他
(理由) 本事業は、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での社会的気運の醸成に繋げるものであり、国及び地方双方での取組が重要であるといえる。			
民営化や外部委託の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
(理由) 民間団体に事業の実施を委託することとしている。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有		<input checked="" type="checkbox"/> 無
(有の場合の整理の考え方) 無し。			

## (2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
事業の実施→関係者の理解→関係者による取組の実施→仕事と生活の調和推進に向けた社会的気運の醸成
事業の有効性
仕事と生活の調和の推進のための社会的気運の醸成を図るためには、各地方自治体における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を、国(受託業者)が全国的に普及促進することにより、国全体での気運の醸成に繋げることが重要である。そうすることで、漸次全国各地の企業等への波及効果が期待できることから、本事業は有効であると評価できる。

## (3) 効率性の評価

仕事と生活の調和の実現のためには、全国一律の取組だけでなく、地域の実情を勘案する必要があるが、本事業はこれに積極的に取り組もうとする自治体を対象とするものであり、投入した費用に対し十分な効果が期待できる。
--

## (4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。
-----

## (5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
--------------------------------------

## 6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況
○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針(以下「行動指針」という。)(平成19年12月18日決定) 行動指針 3 (3) 国の取組 ・全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する。
○「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」(平成20年7月29日決定)
3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
② 仕事と生活の調和の実現
○ 仕事と生活の調和を推進する都市の指定と支援
○「新雇用戦略」(平成20年4月23日決定)
2. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備
・仕事と生活の調和の実現
(2) 健康で豊かな生活のための時間の確保
①労働時間等の見直しに向けた取組の促進

◎仕事と生活の調和実現に向けた業種・地域等の取組の促進

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。

④会計検査院による指摘  
なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。